第17回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2025年２月27日（木曜日）
午後2時（受付開始：午後1時30分）

開催場所

東京都品川区北品川五丁目５番15号
大崎ブライトコア
３階「大崎ブライトコアホール」

※会場へは末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
※株主総会ご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。
あらかじめご了承ください。

インターネットまたは書面（郵送）による議決権行使期限

2025年２月26日（水曜日）
午後５時30分まで

決議事項

第１号議案

▶ 剰余金の処分の件

第２号議案

▶ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第３号議案

▶ 監査等委員である取締役２名選任の件

証券コード：4394

株式会社エクスモーション

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を2025年２月27日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

「ソフトウェアデファインドでVUCAワールドを乗り越えよう」

現在の世界は「VUCAワールド」と呼ばれ、変化が激しく予測が難しい時代です。このような環境では、一度に完璧な解決策を見つけるのは難しいため、仮説を立てて小さなステップで試し、結果をフィードバックとして取り入れ、仮説を修正または改善するアプローチが有効です。

従来のトップダウン型のアプローチでは、最初に明確な目標を設定し、その目標に向かって一連のステップを順次進めます。この方法は安定した環境では効果的ですが、変動が激しい現代のビジネス環境では柔軟性に欠けることがあります。

一方、仮説検証型のボトムアップアプローチは、仮説を立てて迅速に検証し、フィードバックを基に改善を繰り返す方法です。このアプローチは、環境の変化や新たな要件に迅速に対応でき、リスクを早期に発見して対策を講じることができます。また、ユーザーのフィードバックを取り入れることで、ニーズに即した改善を目指す文化を促進します。

この仮説検証のアプローチを実践する上で欠かせないのがソフトウェアです。解決策を事前にシミュレーションして検証したり、その結果を迅速にアップデートすることは、ソフトウェアなしには実現できません。最近よく聞く「ソフトウェアデファインド」という言葉は、まさにこの仮説検証のアプローチを実現するために、ソフトウェア主体で解決策を構築することを指します。



代表取締役社長　渡辺　博之

さらに、AIの活用がこの仮説検証型の開発をさらに促進します。AIは、大量のデータを迅速に分析し、パターンを見つけ出し、新たな仮説を自動的に生成する能力を持っています。これにより、開発プロセスが効率化され、より迅速かつ精度の高いフィードバックが得られます。AIは、開発者が見逃しがちな洞察を提供し、より革新的なソリューションを生み出す手助けをします。

また、昨今の地球環境や社会情勢の変化に伴うさまざまな社会課題に対しても、仮説検証型の開発は重要です。気候変動、資源の枯渇、社会的不平等などの複雑な問題に対して、迅速かつ柔軟に対応するためには、仮説検証を繰り返し行い、最適な解決策を見つけ出すことが不可欠です。AIと仮説検証型の開発を組み合わせることで、これらの課題に対する効果的な解決策を迅速に提供することが可能となります。

エクスモーションは、仮説検証型の開発を進めるために必要なソリューションと、生成AIを活用したエンジニアリング支援サービスを提供しています。VUCAワールドをソフトウェアデファインドで乗り切るための切り札としてご活用いただけるよう努力してまいります。

引き続き、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード　4394
2025年２月４日
（電子提供措置の開始日2025年１月29日）

株　主　各　位

東京都品川区大崎二丁目11番１号
株式会社エクスモーション
代表取締役社長　渡　辺　博　之

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第17回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://www.corporate.exmotion.co.jp/ir/stock/meeting.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エクスモーション」または「コード」に当社証券コード「4394」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年２月26日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2025年２月27日（木曜日）午後２時（受付開始：午後１時30分）

2．場　　所　東京都品川区北品川五丁目５番15号
大崎ブライトコア３階　「大崎ブライトコアホール」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項

1．第17期（2023年12月１日から2024年11月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第17期（2023年12月１日から2024年11月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

インターネットで議決権をご行使される場合

議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 **2025年2月26日（水曜日）午後5時30分入力分まで**

郵送で議決権をご行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 **2025年2月26日（水曜日）午後5時30分到着分まで**

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 **2025年2月27日（木曜日）午後2時（受付開始：午後1時30分）**

会場 **東京都品川区北品川五丁目5番15号大崎ブライトコア3階「大崎ブライトコアホール」**
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

代理人によるご出席について
議決権をご行使できる当社の他の株主1名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を株主総会開会前に当社にご提出ください。

● 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

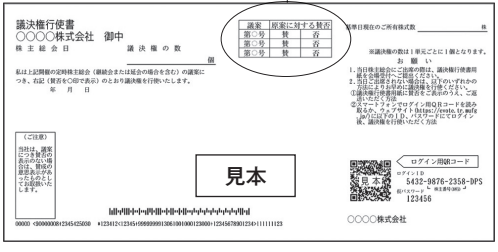

【第１号議案】
賛成の場合 →「賛」の欄に○印　　否認する場合 →「否」の欄に○印

【第２号議案・第３号議案】
全員賛成の場合 →「賛」の欄に○印　　全員否認する場合 →「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合 →「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入いただくか、「否」の欄に○印をし、賛成する候補者の番号をご記入ください。

議決権行使のお取り扱いについて
議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2025年2月26日（水曜日）午後5時30分入力分まで

議決権行使ウェブサイト

https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

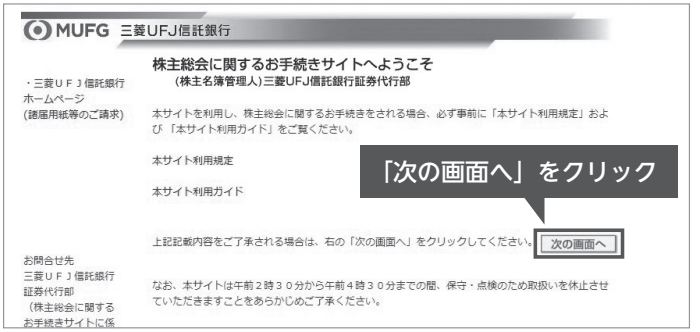

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

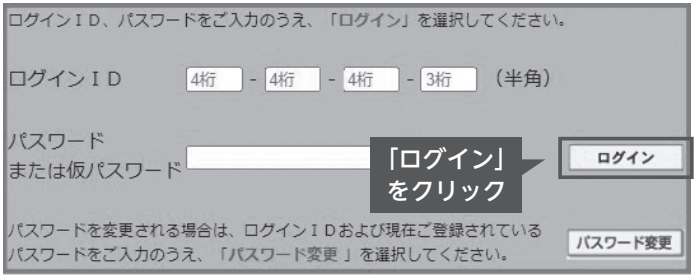

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！

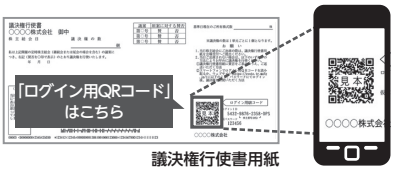

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

ご注意事項

※ 書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

※ インターネットにより複数回議決権をご行使された場合、またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027
（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、原則として減配せず、増配か配当維持を続ける累進配当を基本方針としております。

以上の配当方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金19円
総額57,296,837円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年２月28日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役１名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	長尾　章（ながお　あきら） （1955年２月23日生）	1983年３月　株式会社トータルシステムコンサルタント設立　取締役 1997年４月　同社常務取締役 1998年１月　合併により株式会社ソルクシーズ専務取締役 2000年１月　同社常務取締役事業本部長 2000年３月　同社専務取締役事業本部長 2004年１月　同社代表取締役専務 株式会社エフ・エフ・ソル代表取締役会長 2005年３月　株式会社ソルクシーズ代表取締役副社長 2006年３月　同社代表取締役社長 2008年９月　当社代表取締役社長 2009年12月　株式会社コアネクスト代表取締役会長 2010年12月　株式会社イー・アイ・ソル代表取締役会長 2013年12月　当社代表取締役会長 2014年１月　株式会社インフィニットコンサルティング取締役会長（現任） 2015年１月　株式会社ノイマン代表取締役会長 2017年12月　株式会社アスウェア取締役（現任） 2018年２月　当社取締役会長（現任） 2019年５月　株式会社Fleekdrive代表取締役会長（現任） 2020年４月　株式会社アリアドネ・インターナショナル・コンサルティング取締役（現任） 2022年６月　株式会社エーアイ社外取締役（現任） 2022年７月　株式会社eek代表取締役会長（現任） 2023年３月　株式会社ソルクシーズ代表取締役会長 2024年３月　同社取締役会長（現任） 2024年12月　株式会社エフ・エフ・ソル取締役（現任） 2024年12月　株式会社コアネクスト取締役（現任）	－ －
	【取締役候補者とした理由】 長尾章氏は、当社の親会社である株式会社ソルクシーズ及びそのグループ各社の経営において重要な役割を果たし、当社の企業価値の向上に貢献しており、当社の更なる成長と発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	わたなべ ひろゆき 渡辺博之 (1962年12月11日生)	1996年６月　株式会社オージス総研入社 2008年９月　当社専務取締役 2013年12月　当社取締役社長 2017年２月　当社代表取締役社長（現任） 2019年３月　株式会社ソルクシーズ取締役（現任） 2023年３月　日の出ソフト株式会社（現　株式会社ｂｕｂｏ）代表取締役社長（現任）	136,000株
	【取締役候補者とした理由】 渡辺博之氏は、2008年９月の当社設立以来、取締役として、ソフトウェアエンジニアリングにおける豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しており、当社の更なる成長と発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	よしむらみき 芳村美紀 (1967年６月18日生)	1991年４月　株式会社リコー入社 2008年９月　当社常務取締役（現任） 2017年２月　当社管理本部管掌兼研究・開発本部管掌 2024年２月　当社セールス・マーケティング本部管掌（現任）	120,000株
	【取締役候補者とした理由】 芳村美紀氏は、2008年９月の当社設立以来、取締役として、ソフトウェアエンジニアリングにおける豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しており、当社の更なる成長と発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	こはまむねたか 小濵宗隆 (1969年12月４日生)	1993年４月　株式会社オージス総研入社 2009年２月　当社入社 2016年12月　当社執行役員研究・開発本部長 2024年２月　当社取締役研究・開発本部長（現任）	10,600株
	【取締役候補者とした理由】 小濵宗隆氏は、2009年２月の当社入社以来、ソフトウェアエンジニアリングにおける豊富な経験と幅広い見識に基づき、エグゼクティブコンサルタントとして、当社の主要事業のコンサルティング事業を牽引してまいりました。また、先端技術の深耕やコンサルティングツールの開発など、企業価値の向上に貢献しており、当社の更なる成長と発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	さいとう けんいち 斎藤賢一 （1968年11月19日生）	1992年４月　株式会社ケンウッド（現　株式会社ＪＶＣケンウッド）入社 2003年８月　株式会社リコー入社 2009年１月　当社入社 2016年12月　当社執行役員セールス・マーケティング本部長 2023年６月　当社執行役員コンサルティング本部長 2024年２月　当社取締役コンサルティング本部長（現任）	20,000株
	【取締役候補者とした理由】 斎藤賢一氏は、2009年１月の当社入社以来、ソフトウェアエンジニアリングにおける豊富な経験と幅広い見識に基づき、エグゼクティブコンサルタントとして、当社の主要事業のコンサルティング事業を牽引してまいりました。また、Eureka Boxの拡販など、新規サービスを展開し、企業価値の向上に貢献しており、当社の更なる成長と発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
6	わしざき ひろのり 鷲崎弘宜 （1976年11月19日生）	2002年４月　早稲田大学助手 2004年４月　国立情報学研究所助手 2008年４月　早稲田大学理工学術院基幹理工学部情報理工学科准教授 国立情報学研究所客員准教授 2010年10月　早稲田大学グローバルソフトウェアエンジニアリング研究所所長（現任） 2015年10月　Ecole Polytechnique de Montreal Visiting 2015年12月　株式会社システム情報社外取締役（監査等委員） 2016年４月　早稲田大学理工学術院基幹理工学部情報理工学科教授（現任） 国立情報学研究所客員教授（現任） 2018年２月　当社社外取締役（現任） 2021年１月　IEEE Computer Society Vice President 2025年１月　IEEE Computer Society President（現任）	－
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 鷲崎弘宜氏は、当社において2018年２月より社外取締役を務めております。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、ソフトウェアエンジニアリング分野の専門家であり、同分野での卓越した知見と豊富な経験を有しており、専門的・客観的な見地から有益な助言をいただいております。引き続き、その知見及び経験を活かし、助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．芳村美紀氏の戸籍上の氏名は、木村美紀であります。
３．鷲崎弘宜氏は、社外取締役候補者であります。
４．鷲崎弘宜氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって７年となります。
５．長尾章氏は、現在、当社の親会社であります株式会社ソルクシーズの業務執行者であります。同氏の

同社における地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。

6．渡辺博之氏は、当社の親会社であります株式会社ソルクシーズの取締役であり、同社は当社の特定関係事業者に該当いたします。

7．当社は、鷲﨑弘宜氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

8．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「４．会社役員の状況（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

監査等委員である取締役水谷幸二氏及び中村渡氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	みず　たに　こう　じ 水　谷　幸　二 （1973年７月17日生）	1996年４月　株式会社第一勧業銀行（現　株式会社みずほ銀行）入行 2000年６月　ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現ソフトバンク株式会社）入社 2000年10月　ソフトバンク・インベストメント株式会社（現　SBIホールディングス株式会社）転籍 2018年８月　佃パートナーズ株式会社設立　代表取締役（現任） 2018年９月　三田アドバイザリー株式会社取締役（現任） 2019年２月　当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年３月　株式会社トップ教育センター代表取締役会長（現任） 2022年12月　株式会社OKAN社外監査役（現任） 2024年４月　宏洋株式会社代表取締役社長（現任）	－
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 水谷幸二氏は、当社において、2019年２月より監査等委員である社外取締役を務めております。同氏は、金融機関等での豊富な実務経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般の監督及び監査、有益な助言をいただいております。引き続き、その知見及び知識を活かし、助言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	なかむら　わたる 中村　渡 （1966年4月25日生）	1991年９月　アーサーアンダーセン会計事務所（現　有限責任あずさ監査法人）入所 1995年１月　株式会社マイツ（池田公認会計士事務所）入所 1996年４月　日本合同ファイナンス株式会社（現　ジャフコグループ株式会社）入社　ジャフコ公開コンサルティング株式会社（現　ジャフココンサルティング株式会社）出向 2000年１月　中村公認会計士事務所開設　所長（現任） 2002年１月　中村渡税理士事務所開設　所長（現任） 2004年６月　株式会社Ｅストアー監査役 2009年６月　J-STAR株式会社監査役（現任） 2016年６月　株式会社百戦錬磨監査役（現任） 株式会社Ｅストアー社外取締役（監査等委員）（現任） 2017年２月　当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年２月　株式会社REAH Technologies監査役	－
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 中村渡氏は、当社において、2017年２月より監査等委員である社外取締役を務めております。同氏は、公認会計士及び税理士として財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般の監督及び監査、有益な助言をいただいております。引き続き、その知見及び知識を活かし、助言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．水谷幸二氏及び中村渡氏は、社外取締役候補者であります。
３．水谷幸二氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。
４．中村渡氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。
５．当社は、水谷幸二氏及び中村渡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
６．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「４．会社役員の状況　(４)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

事　業　報　告

（2023年12月 1 日から
2024年11月30日まで）

1．企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、内需の回復とデジタル化・脱炭素化への投資が進む一方で、2024年の春闘では歴史的な賃上げが実現し、日経平均株価は大きく値を伸ばし、史上最高値を更新するなど、景気回復の傾向が見られました。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、物価上昇の中でも緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れによる我が国の景気を下押しするリスク、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

当社グループの事業領域である組込みソフトウェア開発のコンサルティング業界におきましては、引き続き、製造業におけるソフトウェアの重要性が高く、高付加価値の支援が必要とされています。製造業全般において、ソフトウェア開発需要が多く、車両の機能をソフトウェアによって定義するソフトウェア・ディファインド・ビークル（SDV）は自動車業界におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の重要な要素と位置づけられており、ソフトウェア開発の旺盛な需要が継続しております。また、ソフトウェア・ファーストの実現に向けて、人材の確保とリスキリングが急務と考えております。

このような環境の下、コンサルティング事業は、SDVの実現には高度なソフトウェア技術が必要であり、最新の技術課題や製造業DXを中心に受注を伸ばし、堅調に推移しました。「Eureka Box（ユーリカボックス）」やトレーニングは、リスキリング需要の高まりを背景に、順調に推移し、開発投資を続けてきた生成AIを活用した要件定義支援サービスの「CoBrain（コブレイン）」の提供を開始しました。また、子会社の株式会社buboはソフトウェアテストのコンサルティングファームとして、高付加価値な支援へのシフトが進み、売上規模が拡大しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,284,756千円（前期比16.2％増）、営業利益155,544千円（同18.1％増）、経常利益157,855千円（同17.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益99,225千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益6,661千円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は21,026千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．有形固定資産　18,306千円

ロ．無形固定資産　2,720千円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第 14 期 (2021年11月期)	第 15 期 (2022年11月期)	第 16 期 (2023年11月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2024年11月期)
売上高（千円）	957,925	1,048,089	1,105,430	1,284,756
経常利益（千円）	145,633	186,364	134,717	157,855
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	100,207	134,523	6,661	99,225
1株当たり当期純利益（円）	34.26	45.56	2.24	32.90
総資産（千円）	1,605,846	1,711,858	1,701,791	1,765,923
純資産（千円）	1,496,459	1,589,249	1,553,287	1,598,231
1株当たり純資産（円）	507.68	536.17	515.08	529.98

（注）1．第16期が連結初年度となりますので、第14期及び第15期は当社単体の数値を記載しております。

2．1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	主要な事業の内容
株式会社ソルクシーズ	1,494,500千円	53.1%	ソフトウェア開発事業

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業の内容
株式会社ｂｕｂｏ	5,000千円	100.0%	ソフトウェア開発事業

（注）日の出ソフト株式会社は、2023年12月1日付で社名を株式会社ｂｕｂｏに変更しております。

(4) 対処すべき課題

① 優秀な人材の確保

ホームページのリニューアル、展示会への出展のほか採用メディア（ビジネスSNS）の活用等により当社グループの知名度向上を図り、新卒、中途にかかわらず、積極的に人員確保を行っていきます。人員不足による機会損失を防止するため、専任者を設置して採用を強化し、継続して、採用活動を行い、即戦力となる人材の確保に努めております。また、新卒の採用及び教育による人員確保も並行して行ってまいります。

② 収益基盤の拡充

当社グループは、自動車分野以外の新規分野における収益基盤の強化が課題の一つであると考えております。当社グループは、自動車分野で培ったソリューションを展開できる新規分野（医療、建設機械等）への参入等に注力しながら事業を展開してまいります。医療機器分野や建設機械等、自動車業界以外への対応も、規模は小さいものの、展開を図っております。

また、コンサルタントの人員数の制約を受けないストックビジネスとして、オンラインによる学習プラットフォーム「Eureka Box（ユーリカボックス）」と生成AIを活用した要件定義支援サービス「CoBrain（コブレイン）」の拡販に注力してまいります。

③ コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社グループが継続的な成長を続けるためには、コーポレート・ガバナンス機能と内部管理体制の強化は必須であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、経営の効率性、健全性を確保すべく、監査等委員会の設置や内部監査及び内部統制システムの整備によりその強化を図っているところです。

また、内部管理体制については管理部門の増員を実施しておりますが、一層の体制強化が必要であると認識しております。

(5) 主要な事業内容（2024年11月30日現在）

当社グループは、ソフトウェアの設計技術、コード品質の改善、及び複数の製品を効率的に開発するための部品開発や派生開発から高付加価値なソフトウェアテストまで、ソフトウェア開発に有効な多くの技術について豊富な経験と技術を有するコンサルタントを擁し、SDVの実現に向けて取り組む自動車業界を中心に提案から課題解決までをワンストップで提供することで、顧客を支援するコンサルティング会社です。

当社グループが提供する主なサービス内容は以下のとおりであります。

① コンサルティング
自動車やロボット、デジタル機器等の製品に組込まれる「組込みソフトウェア」の品質改善に特化したコンサルティングの提供

② 教育・人材育成
コンサルティングで当社グループが活用するエンジニアリング手法を人材育成用のトレーニングサービスと、オンラインによる学習プラットフォーム「Eureka Box（ユーリカボックス）」、生成AIを活用した要件定義支援サービス「CoBrain（コブレイン）」として提供

③ ツール提供
コンサルティングで実績のあるソリューションをツールとして提供

(6) 主要な事業所（2024年11月30日現在）

当社の本社	東京都品川区大崎二丁目11番１号

(7) 使用人の状況（2024年11月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
85名	7名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
74名	6名増	43.4歳	6.1年

（注） 使用人数は就業人員であり、正社員及び契約社員の総数を記載しております。臨時雇用者は該当ありません。

(8) 主要な借入先の状況（2024年11月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2024年11月30日現在）

（1）発行可能株式総数　8,000,000株

（2）発行済株式の総数　3,015,700株（自己株式77株を含む）

（3）株主数　1,605名（前期末比146名減）

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ソルクシーズ	1,600,000株	53.06%
渡辺博之	136,000	4.51
芳村美紀	120,000	3.98
井山幸次	64,000	2.12
天野純一	58,800	1.95
服部勢	34,000	1.13
矢上博英	25,700	0.85
松井証券株式会社	23,100	0.77
山口浩二	20,100	0.67
斎藤賢一	20,000	0.66

（注）1．持株比率は自己株式（77株）を控除して計算しております。
2．芳村美紀氏の戸籍上の氏名は、木村美紀であります。

3．新株予約権等の状況

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

（1）取締役の状況（2024年11月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	長尾　章	株式会社ソルクシーズ　取締役会長 株式会社エフ・エフ・ソル　代表取締役会長 株式会社イー・アイ・ソル　代表取締役会長 株式会社インフィニットコンサルティング　取締役会長 株式会社ノイマン　代表取締役会長 株式会社コアネクスト　代表取締役会長 株式会社アスウェア　取締役 株式会社Fleekdrive　代表取締役会長 株式会社アリアドネ・インターナショナル・コンサルティング　取締役 株式会社eek　代表取締役会長 株式会社エーアイ　社外取締役
代表取締役社長	渡辺博之	株式会社ソルクシーズ　取締役 株式会社ｂｕｂｏ　代表取締役社長
常務取締役	芳村美紀	セールス・マーケティング本部管掌
取締役	小濵宗隆	研究・開発本部長
取締役	斎藤賢一	コンサルティング本部長
取締役	三上宏也	管理本部長兼経営企画室長 株式会社ｂｕｂｏ　取締役
取締役	鷲崎弘宜	早稲田大学グローバルソフトウェアエンジニアリング研究所　所長 早稲田大学理工学術院基幹理工学部情報理工学科　教授 国立情報学研究所　客員教授 IEEE Computer Society　Vice President
取締役（監査等委員）	水谷幸二	佃パートナーズ株式会社　代表取締役 三田アドバイザリー株式会社　取締役 株式会社トップ教育センター　代表取締役会長 株式会社OKAN　社外監査役 宏洋株式会社　代表取締役社長
取締役（監査等委員）	甲斐素子	株式会社ソルクシーズ　取締役　管理本部副本部長兼経理部長 株式会社エフ・エフ・ソル　監査役 株式会社イー・アイ・ソル　監査役 株式会社インフィニットコンサルティング　監査役 株式会社コアネクスト　監査役 株式会社アスウェア　監査役 株式会社Fleekdrive　監査役 株式会社アリアドネ・インターナショナル・コンサルティング　監査役 株式会社エフ　監査役

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役（監査等委員）	中　村　　渡	中村公認会計士事務所　所長 中村渡税理士事務所　所長 J-STAR株式会社　監査役 株式会社百戦錬磨　監査役 株式会社Ｅストアー　社外取締役（監査等委員）

（注）１．芳村美紀氏の戸籍上の氏名は、木村美紀であります。
２．取締役鷲﨑弘宜氏並びに取締役（監査等委員）水谷幸二氏及び中村渡氏は、社外取締役であります。
３．取締役（監査等委員）甲斐素子氏は、当社親会社の株式会社ソルクシーズの経理部長として財務・経理業務に携わってきた豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．取締役（監査等委員）中村渡氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、常勤の監査等委員の選定は行っておりませんが、取締役（監査等委員）水谷幸二氏は、重要な社内会議への出席等による日常的な情報収集及び情報の共有を行っております。また、内部監査担当者と監査等委員会が連携して監査活動を行い、監査の実効性を確保しております。
６．当社は、取締役鷲﨑弘宜氏並びに取締役（監査等委員）水谷幸二氏及び中村渡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（2）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

（3）補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員、子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金等が塡補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為などの場合には塡補の対象としないこととしております。

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a．基本方針

当社の取締役（監査等委員を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役のうち業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う取締役会長および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c．業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を変動報酬（金銭報酬）として翌事業年度の基本報酬と合わせて支給する。

d．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、監査等委員会において検討を行う。取締役会（eの委任を受けた代表取締役社長）は監査等委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

e．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	67,190 (1,200)	67,190 (1,200)	－ (－)	－ (－)	7 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3,000 (3,000)	3,000 (3,000)	－ (－)	－ (－)	2 (2)
合　　計 （うち社外役員）	70,190 (4,200)	70,190 (4,200)	－ (－)	－ (－)	9 (3)

（注）1．取締役（監査等委員を除く。）の支給人員は、無報酬の取締役（監査等委員を除く。）１名を除いております。

2．取締役（監査等委員）の支給人員は、無報酬の取締役（監査等委員）１名を除いております。

3．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4．取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年２月22日開催の第９回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は４名（うち社外取締役は０名）です。

5．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年２月22日開催の第９回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は３名（うち社外取締役は２名）です。

6．取締役会は、代表取締役社長渡辺博之に対し各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に監査等委員会がその妥当性等について確認しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役鷲﨑弘宜氏は、早稲田大学グローバルソフトウェアエンジニアリング研究所の所長、早稲田大学理工学術院基幹理工学部情報理工学科の教授、国立情報学研究所の客員教授及びIEEE Computer SocietyのVice Presidentであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）水谷幸二氏は、佃パートナーズ株式会社の代表取締役、三田アドバイザリー株式会社の取締役、株式会社トップ教育センターの代表取締役会長、株式会社OKANの社外監査役及び宏洋株式会社の代表取締役社長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）中村渡氏は、中村公認会計士事務所の所長、中村渡税理士事務所の所長、J-STAR株式会社の監査役、株式会社百戦錬磨の監査役及び株式会社Ｅストアーの社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 鷲﨑弘宜	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席いたしました。ソフトウェアエンジニアリング分野の専門家であり、同分野での卓越した知見と豊富な経験を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 水谷幸二	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査等委員会22回の全てに出席いたしました。金融機関等での豊富な知識や経験を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行っております。
取締役（監査等委員） 中村渡	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに、また、監査等委員会22回のうち17回に出席いたしました。公認会計士、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人A&Aパートナーズ

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,900千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,900

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス基本方針」を制定し、全社に周知・徹底する。

② 当社は、コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、経営会議において、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

③ 当社は、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

④ 当社は、内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

⑤ 当社は、健全な会社運営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

（当該体制の運用状況）

当社は、全社員が参加する全体会議等においてコンプライアンス教育を実施しております。また、内部通報窓口を設置し、法令や企業倫理に反する行為の未然防止に努めております。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。

② 当社の取締役（監査等委員を含む。）は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

（当該体制の運用状況）

当社は、法令及び文書管理規程などの社内規程に基づき必要な文書等を保存・管理し、文書等を速やかに閲覧できる体制を整えております。

（3）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、リスク管理に関する事項を経営会議規程で制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理できる体制を構築する。

② 当社は、経営会議において、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

③ 当社は、危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

（当該体制の運用状況）
当社は、経営会議において、具体的な損失の危険の可能性及びそのリスクコントロールの方法、体制に関して審議し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する制度を構築しております。当事業年度においては、リスクアセスメントを行い、経営会議でリスク及びそのコントロールの方法等について協議を行いました。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
② 当社は、取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
③ 当社の取締役会は、当社の経営計画を決議し、管理本部はその進捗状況を毎月取締役に報告する。

（当該体制の運用状況）
当社は、当事業年度において臨時のものも含め22回の取締役会を開催し、上記記載の運用をいたしました。

(5) 当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制

① 当社の内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告する。
② 当社は、子会社の事業活動において想定される各種リスクを適切に評価・管理し、これらに対する予防・軽減体制の強化を図るとともに、危機発生時には対策本部等を設置し、適切かつ迅速に対処する。
③ 当社子会社は、取締役会規程等を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、取締役会を定期的に開催し、経営計画を決議する。
④ 当社は、子会社の取締役から定期的に業績その他重大な事象について報告を受ける。

（当該体制の運用状況）
上記のとおり、運用いたしました。

(6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 当社は、監査等委員会の求めに応じて、監査等委員会と協議のうえ、スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

（当該体制の運用状況）
現状は、監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められておりませんが、制度的に上記体制を確保できるようにしております。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 当社の監査等委員会より業務の補助の要請を受けた使用人は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び上長の指揮・命令は受けないものとする。

② 当該使用人の人事異動及び考課については、監査等委員会の同意を得るものとする。

（当該体制の運用状況）

現状は、監査等委員会から要望がないため、その職務を補助すべき使用人を置いておりませんが、実際に当該使用人を置くことになった場合は、上記体制が確保できるようにいたします。

(8) 当社グループの取締役等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、当該報告をしたことにより不利益を受けないことを確保するための体制

① 当社の監査等委員は、取締役会のほか全体会議等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

② 当社グループの取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには速やかに監査等委員に報告する。

③ 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

④ 監査等委員に報告を行ったことを理由として、報告者に不利益な取り扱いは行わない。

（当該体制の運用状況）

当社では、取締役会、経営会議以外の会議についても監査等委員の出席を可能とし、また、監査等委員会は、取締役、使用人に対して必要に応じ報告を求め、また必要な意見交換やヒアリングを実施し、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保しております。

(9) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社の監査等委員会は、法令に従い、社外取締役（監査等委員）を含み、公正性かつ透明性を担保する。

② 当社の監査等委員は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

③ 当社の監査等委員は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

④ 当社の監査等委員は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担で弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

⑤ 当社の監査等委員が、その職務の執行について費用の前払等を請求した場合は、当社は、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、これを拒否しない。

（当該体制の運用状況）

当社では、代表取締役社長とは３か月に１回程度、意見交換を、また、会計監査人及び内部監査部門とは３か月に１回程度、情報交換を行い、相互の意思疎通や連携を図っております。また、監査等委員会が監査業務に必要と判断した費用については、会社の費用負担で専門家等の意見を聴取できることを確保しております。

（10）反社会的勢力排除に向けた基本的考え方と整備状況

① 当社は、コンプライアンス基本方針及びコンプライアンス行動基準において、反社会的勢力の排除を宣言するとともに、反社会的勢力対応基本規程を制定し、反社会的勢力との関係を遮断するための体制や反社会的勢力対応に関する基本的な事項を定める。

（当該体制の運用状況）

当社は、反社会的勢力排除の体制として、管理本部担当役員を当社全体の反社会的勢力対応の実施及び運用の責任と権限を有する反社会的勢力対応統括責任者、管理本部を反社会的勢力対応を統括する部署とし、反社会的勢力調査要領、反社会的勢力対応マニュアルにおいて、反社会的勢力と取引しないための取引先等の調査方法を定め、反社会的勢力のチェックを実施しております。

連結貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,572,021**	**流動負債**	**167,692**
現金及び預金	1,289,463	買掛金	11,176
売掛金	90,425	未払法人税等	55,831
契約資産	176,295	その他	100,684
棚卸資産	429		
その他	15,407		
固定資産	**193,902**	**負債合計**	**167,692**
有形固定資産	**23,995**	(純資産の部)	
建物	9,730	**株主資本**	**1,598,231**
工具、器具及び備品	14,265	**資本金**	**453,486**
無形固定資産	**108,561**	**資本剰余金**	**444,486**
のれん	100,216	**利益剰余金**	**700,350**
その他	8,345	**自己株式**	**△91**
投資その他の資産	**61,344**		
繰延税金資産	36,790		
その他	24,554	**純資産合計**	**1,598,231**
資産合計	**1,765,923**	**負債・純資産合計**	**1,765,923**

連結損益計算書

（2023年12月 1 日から
2024年11月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,284,756**
売上原価		**765,003**
売上総利益		**519,753**
販売費及び一般管理費		**364,209**
営業利益		**155,544**
営業外収益		
受取利息	116	
助成金収入	2,141	
その他	54	2,311
経常利益		**157,855**
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税金等調整前当期純利益		**157,855**
法人税、住民税及び事業税	67,680	
法人税等調整額	△9,049	58,630
当期純利益		**99,225**
親会社株主に帰属する当期純利益		**99,225**

連結株主資本等変動計算書

（2023年12月 1 日から
2024年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	453,486	444,486	655,406	△91	1,553,287	1,553,287
当期変動額						
剰余金の配当			△54,281		△54,281	△54,281
親会社株主に帰属する当期純利益			99,225		99,225	99,225
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						－
当期変動額合計	－	－	44,943	－	44,943	44,943
当期末残高	453,486	444,486	700,350	△91	1,598,231	1,598,231

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　1社

連結子会社の名称　株式会社ｂｕｂｏ

日の出ソフト株式会社は、2023年12月1日付で社名を株式会社ｂｕｂｏに変更しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は10月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
貯蔵品	移動平均法による原価法を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　8年～15年 工具、器具及び備品　　3年～20年
無形固定資産	
自社利用のソフトウェア	社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③　引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

④　収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、主に組込みソフトウェア開発のコンサルティングの役務を提供しており、顧客との契約に基づいて、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

⑤　のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

2．会計上の見積りに関する注記

（一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末時点で一定の期間にわたり充足される履行義務に係る売上高　160,268千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの組込みソフトウェア開発のコンサルティングについては、顧客との契約に基づいて、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

収益総額、原価総額及び当連結会計年度末における進捗度を合理的に見積っておりますが、想定していなかった原価の発生等により当該見積りが変更された場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　43,242千円

(2) 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	300,000千円
借入実行残高	－
差引額	300,000千円

(3) 棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

仕掛品	399千円
貯蔵品	29千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	3,015,700	－	－	3,015,700
合計	3,015,700	－	－	3,015,700
自己株式				
普通株式	77	－	－	77
合計	77	－	－	77

（2）配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年2月28日定時株主総会	普通株式	54,281	18	2023年11月30日	2024年2月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年2月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	57,296	19	2024年11月30日	2025年2月28日

（3）当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　9,800株

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は原則として行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金は、「与信管理規程」に沿ってリスクの低減を図っております。

ロ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の決算日現在における営業債権のうち65.5％が特定の大口顧客（上位３社）に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、現金及び預金、売掛金、契約資産は、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

6．収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社グループは、コンサルティング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　(4)会計方針に関する事項　④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	83,180千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	90,425千円
契約資産（期首残高）	121,964千円
契約資産（期末残高）	176,295千円
契約負債（期首残高）	5,116千円
契約負債（期末残高）	7,795千円

連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に計上しており、契約負債は流動負債の「その他」に含めて計上しております。

契約負債は、顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は、5,116千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループは、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

7．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額　529円98銭

(2) 1株当たりの当期純利益　32円90銭

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,489,447**	**流動負債**	**155,504**
現金及び預金	1,221,424	買掛金	13,439
売掛金	76,860	未払金	9,478
契約資産	175,220	未払法人税等	52,380
仕掛品	399	未払費用	23,716
貯蔵品	29	預り金	27,938
前払費用	14,183	その他	28,551
その他	1,329	**負債合計**	**155,504**
固定資産	**291,759**	**(純資産の部)**	
有形固定資産	**23,922**	**株主資本**	**1,625,702**
建物	9,730	**資本金**	**453,486**
工具、器具及び備品	14,191	**資本剰余金**	**444,486**
無形固定資産	**8,345**	資本準備金	444,486
ソフトウエア	8,345	**利益剰余金**	**727,820**
投資その他の資産	**259,491**	利益準備金	3,375
関係会社株式	198,478	その他利益剰余金	724,445
敷金及び保証金	24,554	繰越利益剰余金	724,445
繰延税金資産	36,459	**自己株式**	**△91**
		純資産合計	**1,625,702**
資産合計	**1,781,206**	**負債・純資産合計**	**1,781,206**

損 益 計 算 書

（2023年12月 1 日から
2024年11月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,159,999**
売上原価		**711,223**
売上総利益		**448,775**
販売費及び一般管理費		**318,897**
営業利益		**129,877**
営業外収益		
受取利息	113	
受取手数料	1,050	
助成金収入	2,141	
その他	54	3,358
経常利益		**133,236**
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		**133,236**
法人税、住民税及び事業税	61,174	
法人税等調整額	△19,018	42,155
当期純利益		**91,081**

株主資本等変動計算書

（2023年12月 1 日から
2024年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	453,486	444,486	444,486	3,375	687,645	691,020
当期変動額						
剰余金の配当					△54,281	△54,281
当期純利益					91,081	91,081
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	36,799	36,799
当期末残高	453,486	444,486	444,486	3,375	724,445	727,820

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△91	1,588,902	1,588,902
当期変動額			
剰余金の配当		△54,281	△54,281
当期純利益		91,081	91,081
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			－
当期変動額合計	－	36,799	36,799
当期末残高	△91	1,625,702	1,625,702

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式　　移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 貯蔵品　　移動平均法による原価法を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８年～15年
工具、器具及び備品　　３年～20年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア　　社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金　　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、主に組込みソフトウェア開発のコンサルティングの役務を提供しており、顧客との契約に基づいて、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

2．会計上の見積りに関する注記

（一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末時点で一定の期間にわたり充足される履行義務に係る売上高　159,291千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の組込みソフトウェア開発のコンサルティングについては、顧客との契約に基づいて、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

収益総額、原価総額及び当事業年度末における進捗度を合理的に見積っておりますが、想定していなかった原価の発生等により当該見積りが変更された場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　43,107千円

(2) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	300,000千円
借入実行残高	－
差引額	300,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	704千円
短期金銭債務	6,868千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	390千円
営業費用	38,258千円
営業取引以外の取引高	1,050千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
自己株式				
普通株式	77	－	－	77
合計	77	－	－	77

6．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,614千円
ソフトウェア	30,592千円
その他	2,252千円
繰延税金資産合計	36,459千円
繰延税金資産の純額	36,459千円

（2）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため、注記を省略しています。

7．収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たりの純資産額	539円09銭
（2）１株当たりの当期純利益	30円20銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年１月17日

株式会社エクスモーション
　取締役会　御中

監査法人A&Aパートナーズ
東京都中央区
指定社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　　禎
指定社員 業務執行社員　公認会計士　吉　村　仁　士

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社エクスモーションの2023年12月１日から2024年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エクスモーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年１月17日

株式会社エクスモーション
　取締役会　御中

監査法人A&Aパートナーズ
東京都中央区
指定社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　　禎
指定社員 業務執行社員　公認会計士　吉　村　仁　士

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エクスモーションの2023年12月１日から2024年11月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年12月１日から2024年11月30日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年１月24日

株式会社エクスモーション　監査等委員会

監査等委員　水　谷　幸　二　㊞

監査等委員　甲　斐　素　子　㊞

監査等委員　中　村　　渡　㊞

(注)　監査等委員水谷幸二及び中村渡は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　モ

メ　モ

IRメール配信サービスのご案内

当社のプレスリリースや決算発表等の情報について、ご登録いただいたメールアドレスにお知らせいたします。
メール配信は、株式会社マジカルポケットが提供するメール配信サービスを通じて配信しています。
QRコードより先は、IRニュース メール配信サービスの登録ページ（外部サイト）へ移動します。

ウェブサイトのご案内



当社のウェブサイトでは、会社情報、IR情報等様々な最新情報を掲載しております。
ぜひ、ご覧ください。

https://www.corporate.exmotion.co.jp/

株主総会会場ご案内図

会　場　**大崎ブライトコア ３階「大崎ブライトコアホール」**
東京都品川区北品川五丁目5番15号　TEL 03－5447－7130（代表）

交　通　**JR 山手線・JR 埼京線・JR 湘南新宿ライン・りんかい線……「大崎駅」新東口（南改札）から徒歩約５分**



［お願い］
※ご来場に際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

1 南改札口を出て左手、新東口へ
南改札Ⓐを出て左手、新東口Ⓑ方面へとお進みください。

2 １階に降りてください
正面に見えるエレベーターⒸ、または左奥に設置されたエスカレーターⒹで１階に降りてください。
※エレベーターⒸをご利用の際は、１階に降りたらUターンしてください。

3 小関橋を渡り、さらに直進してください
１階に降り、そのまま直進すると川が見えてきます。小関橋を渡り、さらに直進してください。

4 セブンイレブンが１階に入ったビルの３階になります
直進するとスターバックスコーヒーが左手に見えてきます。小関橋交差点を渡り、セブンイレブンが１階に入ったビルの３階が「大崎ブライトコアホール」です。

株主総会ご出席の皆様への
お土産のご用意はございません。
あらかじめご了承ください。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。